

# 令和8年度仙台「四方よし」企業制度周知広報等業務委託仕様書

## 1 業務名

令和8年度仙台「四方よし」企業制度周知広報等業務

## 2 制度の目的・定義

仙台「四方よし」企業制度（以下、「本制度」という。）は、中小企業活性化条例の目的である地域社会の発展及び市民生活の向上に資する優れた取組を行っている市内中小企業等を紹介・表彰し、中小企業等による社会的課題解決及び魅力的な職場環境づくりに向けた取組を後押しすることで、事業活動を通じた地域社会への貢献や社会課題の解決、良質な雇用の創出を目的としている。

（1）仙台「四方よし」宣言企業（以下、「宣言企業」という。）

「売り手よし」「買い手よし」「世間よし」の三方よしに、「働き手よし」を加えた「四方よし」企業として、規定により登録された企業をいう。企業の主体的な取組の促進及び制度への参画の裾野拡大を目的に通年で募集している。

（2）仙台「四方よし」企業表彰（以下、「企業表彰」という。）

地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与する優れた取組を行う企業を募集・審査・表彰することを行う。企業表彰は概ね2年に1回実施することとしており、令和8年度は企業表彰を実施する。

## 3 本業務の目的

本業務は、前項に定める本制度の趣旨を踏まえ、制度の認知度向上及び参画企業の拡大を図るとともに、企業表彰の実施を通じて、市内中小企業等への取組の波及を促進することを目的とする。

具体的には、次の事項の達成を目的とする。

- ・本制度の認知度向上及び理念の理解促進
- ・宣言企業の新規獲得による制度参画の裾野拡大
- ・企業表彰への応募企業の掘り起こし
- ・企業表彰の実施及び表彰式・関連イベントの企画運営・発信
- ・優れた取組事例の発信による市内中小企業等への波及
- ・企業間ネットワークの形成

さらに、本制度は今年度で開始10周年を迎えることから、これまでの成果・実績を踏まえ、制度の認知度向上にとどまらず、その価値や意義を改めて整理し、市内中小企業等や市民に対してより一層分かりやすく発信していく必要がある。

加えて、学生の視点を取り入れ、企業の取組や強みを捉え直すことで、企業自身の新たな気づきや価値の再認識につなげるとともに、その成果を制度全体の魅力向上に活用していくことも目的とする。

## 4 業務内容

提案者は、上記3の目的を達成するため、下記に定める業務を総合的に企画・運営するものとする。

## (1) 制度の周知・認知向上

- ・本制度の趣旨、内容及び価値について広く理解を促し、制度への認知と関心を高めることにより、宣言企業及び企業表彰への応募につながる参画の裾野を広げるための周知広報を実施すること。
- ・市内中小企業等の経営者、従業員、学生、求職者、市民等に向けて、本制度の趣旨、内容及び意義を分かりやすく伝えるために、ターゲットに応じた広報の内容及び手法を提案すること。
- ・本市が令和 6 年度より実施している「地域中核企業輩出支援パッケージ※」に本制度も含まれていることから、その趣旨を踏まえた効果的かつ効率的な方法・内容を提案すること。

※地域中核企業輩出支援パッケージについては下記 URL を参照

[https://www.city.sendai.jp/chiikikeizaisaisei/chukaku/package\\_r6.html](https://www.city.sendai.jp/chiikikeizaisaisei/chukaku/package_r6.html)

- ・本制度は今年度で開始 10 周年の節目を迎えることから、これまでの成果・実績を踏まえ、制度の認知度向上に加え、その価値や意義がより広く理解されるような広報のあり方についても提案すること。
- ・本制度の理解促進及び市内中小企業等への波及につながるよう、歴代受賞企業（今年度受賞企業は含めない）の受賞後の取組や、宣言企業の取組、学生と企業との連携の取組等について取材を実施し、記事の作成を行うこと。
- ・取材・記事作成は 5 件とし、取材先、取材内容及び発信方法については、市内中小企業等が自社の参考とできるとともに、学生等からも魅力ある企業として認知される内容となるよう提案者が提案し、本市と協議の上決定すること。
- ・成果物は、本市ホームページ及び Web サイト「SENDAI CORE COMPANY (<https://www.sendai-core-company.jp/>)」等への掲載を想定し、Word、画像データ、動画データ、HTML 形式等により提出すること。

## (2) 本制度への参画促進

- ・本制度に関心を持った企業に対し、宣言及び企業表彰への応募という具体的な行動を促すため、対象企業の掘り起こし、訴求内容の設計、情報提供及び働きかけ等を行うこと。

### ①宣言企業への申請促進

- ・宣言企業を新たに獲得するため、市内中小企業等を対象に、宣言申請につながる具体的な働きかけを行うこと。実施にあたっては、宣言企業となることの意義やメリットを分かりやすく示し、申請に向けた行動を後押しする内容とすること。
- ・提案者は、予算の範囲内で新たに獲得を目指す宣言企業数の目標を提案することとし、その水準については本市と協議・調整の上決定する。（参考：令和 8 年 6 月末時点で宣言企業数 54 社、うち令和 7 年度中の宣言企業数 10 社）

### ②企業表彰への応募促進

- ・企業表彰の意義や応募するメリット、応募方法等についての的確に周知し、表彰への応募を促進すること。応募企業数は 10 社以上を目標とし、30 社以上の企業に対して応募の働きかけを行うものとする（参考：令和 6 年度応募数 12 社）。なお、企業表彰には宣言企業が応募できるものとし、今年度新たに宣言企業となる企業を含むものとする。
- ・制度認知から行動（宣言・応募）につなげる導線を意識し、対象企業の掘り起こし及び働きかけの

方法について、具体的かつ実効性のある提案を行うこと。

### (3) 表彰・イベント及び価値発信

- ・本制度に基づく企業表彰を実施するとともに、表彰式の開催及び情報発信を行うこと。

#### 【審査及び表彰に係る想定スケジュール】

※スケジュールは審査委員との調整等により前後する可能性がある

実施時期	内容
R8. 9～11 月	応募受付
R8. 11 月	形式審査
R8. 11 月下旬	一次審査
R8. 12 月	ヒアリング審査
R9. 1 月	二次審査
R9. 2 月	公開プレゼン審査（最終審査）
	表彰式及びイベント※プレゼン審査と同日
R9. 3 月	副賞対応

#### ①審査事務局運営について

- ・企業表彰に係る審査は、本制度の公平性及び透明性を確保する観点から、本市が主体となって実施するものとし、審査基準、審査内容、評価方法、審査委員等の審査に関わる事項については、本市が決定するものとする。
- ・受託者は、審査事務局として、審査の円滑な実施に必要な事務的業務を担うものとし、主に応募受付、応募者との連絡調整、日程調整、関係資料の整理、結果通知、公開審査の運営等を行うこと。
- ・なお、受託者は本制度への応募はできないものとする。

#### ②表彰式及びイベントの企画運営

- ・表彰式の企画調整、周知案内、参加企業の募集・管理、会場確保、当日の運営、事後アンケートの実施等を行うこと。（参考：令和6年度実施の表彰式はエル・パーク仙台スタジオホールにて、参加企業による交流会はギャラリーホールにて開催）
- ・表彰式に併せて、受賞企業の取組発信、企業間の交流促進、ネットワーク構築等に資するイベントを企画・実施することとし、企画調整、周知案内、参加企業の募集・管理、会場確保、当日の運営、事後アンケートの実施等を行うこと。
- ・イベントの内容は、本制度の価値や参画意義が参加企業に伝わるとともに、今後の参画につながるような構成とすること。
- ・歴代受賞企業（今年度受賞企業は含めない）、宣言企業、本制度に関心を有する企業等、本イベントの趣旨に合致する企業を対象とし、15社以上に働きかけを行うこととする。
- ・会場使用料、登壇者等謝礼、賞状・記念品等の作成、消耗品等を含む表彰式及びイベントの実施費

用は、本業務委託料に含むものとする。

- ・表彰式・イベント終了後に、その取組内容や受賞の意義が分かりやすく伝わるよう周知・広報するための記事を作成すること。記事はWebサイト「SENDAI CORE COMPANY (<https://www.sendai-core-company.jp/>)」での掲載を想定している。

### ③学生連携の実施

- ・学生の視点を通じて企業の取組や価値を捉え直すことにより、企業自身にとっても新たな気づきや価値の再認識につながるような、学生と企業との関わりの機会を設けること。
- ・当該取組については、表彰に向けた一連の取組を踏まえつつ、具体的な内容、対象、実施手法、時期等について提案することとし、本市との協議の上で決定するものとする。
- ・本取組については、本市が別途大学等と検討している内容も踏まえ、本市及び関係機関との役割分担を調整の上で実施すること。
- ・なお、本業務においては、学生連携に係る連絡調整、日程調整、企業との調整、進行管理等を行う窓口・事務局機能を受託者が担うものとする。
- ・本市が別途実施予定である大学との連携事業と必要に応じて連携し、相乗効果が得られるよう配慮すること。具体的な連携方法については本市と協議の上決定する。

### (4) 副賞について

- ・受賞企業に対する副賞については、本制度の趣旨を踏まえ、企業の実益や成長につながる内容について、提案者の任意により提案できるものとする。
- ・副賞を提案する場合には、「(2) 本制度への参画促進」に資する観点も踏まえ、その内容及び周知方法について併せて提案すること。
- ・副賞の内容については、本業務委託期間内に実施するもののほか、次年度以降の展開を見据えた提案を行うことも可能とする。ただし、その実施は本市の予算措置等を前提とするものであり、実施を保証するものではない。
- ・本業務委託の範囲内で実施する副賞については、必要な経費を委託料に含めること。

### (5) 追加業務

- ・業務の実施に当たり、提案者が(1)～(4)の業務に加えて目的の達成に資すると考える業務があれば、委託費の範囲内で提案できるものとする。

### (6) 成果物の納品

- ・提出形式は、原則として電子データによること。詳細な形式は仙台市と都度協議すること。
- ・提出時期は、仙台市と協議し決定すること。
- ・業務完了時には、事業実施報告書を電子データで提出すること。
- ・その他本市が必要と認めるものを提出すること。

### (7) 定期打合せへの参加

- ・業務の進捗確認のため、本市との打合せを実施すること。打合せでは、業務の進捗状況等を提案者より報告するものとする。

## 5 委託料の減額

業務の実施内容を提案書や仕様書等の関係書類と照合し、当該関係書類に記載された具体的な指標等に対して、明らかな不足があると本市担当者が判断する場合は、協議の上、契約変更により契約金額の減額を行うものとする。

## 6 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 7 知的財産権の取り扱い及び機密保持

### (1) 知的財産の取り扱い

- ・本業務の遂行により発生した発明、創作等によって生じた特許権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）、その他の知的財産権の取扱いについては、原則として以下のとおりとする。
- ・受託者は、本業務により生じた、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権を発注者に譲渡し、発注者が独占的に使用するものとする。なお受託者は発注者に対し、一切の著作人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。
- ・第三者が権利を有する著作物を使用する場合には、受託者は著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- ・発注者は本業務の成果品の全部をホームページ、フェイスブック、プレスリリースサイトその他発注者が必要と考える媒体に掲載できるものとする。
- ・本業務の遂行に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら発注者の責に帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこととする。

### (2) 機密保持

- ・受託者は、本業務により知り得た情報を業務中並びに完了後も業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。

## 8 その他

- ・本仕様書にないものは仙台市及び提案者の協議により定める。
- ・提出された書類は返却しない。なお、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報開示の対象となる。
- ・本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守すること。
- ・本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後5年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が

必要になった場合は、協力すること。

- ・本業務の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。
- ・提案者は、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」及び別添「個人情報等の取扱いに関する特記仕様書」、「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守することとし、それらに変更があった場合は、これに適合するよう必要な措置を講じること。

※「仙台市行政情報セキュリティポリシー」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>

※「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>

- ・提案者は、業務の内容及び範囲について仙台市と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。また、打合せの内容を記録し、随時、仙台市へ提出すること。
- ・業務の進捗状況に関して、随時仙台市に報告するとともに、必要に応じ協議、調整を行うこと。
- ・本業務の一部を第三者に再委託する場合は、仙台市の承認を必要とし、本委託業務の全部を第三者に再委託することは認めない。
- ・提案者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。

(<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>)